

第26回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和3年6月10日（木）

保健文化センター 視聴覚室（ホール）

第26回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和3年6月10日（木）
- 2、開催場所 保健文化センター 視聴覚室（ホール）
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 布施和彦
- 4、出席委員（17名）
- | | | | |
|-----|---------------|-----|------------|
| 1番 | 加藤岡 一 弘 | 2番 | 内山 充 弘 |
| 3番 | 中村 和 敏 | 4番 | 積田 敏 春 |
| 5番 | 川嶋 一 美 | 6番 | 林 千佳夫 |
| 7番 | 榎澤 正 治 | 8番 | 板倉 小百合 |
| 9番 | 内海 亮 一 | 10番 | 梅原 英 男 |
| 11番 | 若菜 義 人 | 12番 | 志賀 典 夫 |
| 13番 | 齋藤 重 幸 | 14番 | 布施 和 彦（会長） |
| 15番 | 鵜澤 英 夫（職務代理者） | 16番 | 今関 喜 明 |
| 17番 | 蔭山 秀 男 | | |
- 5、欠席委員（なし）
- 6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
(整理番号1)
第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1)
第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)
第6 議案第4号 下限面積（別段の面積）の設定について
第7 議案第5号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について
第8 議案第6号 大網白里市農地利用最適化推進委員の選任について
第9 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(整理番号 1 ~ 2)

第10 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号 1 ~ 8)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚好	主査	千葉利憲
主任書記	戸田久子	主任書記	小田切基樹
書記	内野孝則		

◎開会

○議長 ただいまから第26回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時09分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議がないものと認め、指名いたします。

榎澤正治委員、板倉小百合委員の両名にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1）

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第1号、整理番号1の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

申請者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は、南玉字橋戸の地目、田が2筆、合計面積2,042平方メートルを長屋住宅用地に転用するものでございます。なお、隣地の地目、雑種地部分を含めた全体の面積は2,098.73平方メートルであります。

案件の位置につきましては、図面①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから16ページになります。

事業を行う理由につきましては、居住地に近く、集合住宅の管理も容易にでき、また市道に隣接していることから、生活設計のための賃貸借物件として長屋住宅の建築を計画したことです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

農地の区分は、農振農用地区域外の第2種農地に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。

申請目的実現の確実性について、資金計画書が添付されており、全額を金融機関からの借入金により賄う計画であり、金融機関の融資見込証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、申請地は碎石にて埋立て、整地し、鉄筋コンクリート造の擁壁及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止する計画となっております。

排水につきましては、敷地内に側溝を設置し、汚水は合併浄化槽から敷地内の側溝を経由して、雨水は敷地内の側溝を経由して南側の水路へ放流する計画となっております。なお、排水を放流するに当たり、小中川土地改良区及び南玉区の排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等、必要な関係手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局からの議案説明がありましたが、関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

議案第1号、整理番号1の案件について、林千佳夫委員、よろしくお願ひいたします。

○林委員 それでは、議案第1号、整理番号1の調査報告をいたします。

申請者については、6月6日に自宅に伺いまして、申請内容を確認いたしました。内容について間違いないということでございます。そして、その足で申請地について見てきましたが、別紙図面の1-1、事務局が説明した中で、ちょうど大網駅南口から600メーターぐらい上の位置ということでございます。南玉橋の近くに申請者の駐車場がございまして、その脇に申請、転用するということでございます。

周辺の農地の営農条件、あるいは日照、通風等、また土砂等の流出については問題がないというふうに思います。

慎重なる審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第1号、整理番号1の案件について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1の案件について採決いたします。

議案第1号、整理番号1の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

よって、議案第1号、整理番号1につきまして、原案のとおり許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 事務局、どうぞ。

○事務局 ここで、事務局から報告があります。

日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号2の案件について、令和3年6月10日付で取下げ願いが提出されましたので、ご報告いたします。

◎議案第2号（整理番号1）

○議長 それでは、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第2号でございます。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は、大網字中津の地目、田が2筆、合計面積1,844平方メートルを有

償で借り受け、調剤薬局、診療所用地にしようとするものでございます。なお、隣地の地目、宅地部分を含めた全体の面積は3,255.59平方メートルであります。

案件の位置につきましては、図面②に2-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の17ページから36ページになります。

事業を行う理由につきましては、国道に面しており、車の通りも多く、また、土地の形状がよいことから、事業拡大のため、隣接の宅地と一緒に調剤薬局及び診療所を計画したことです。なお、3棟の診療所については、医療機関が内定しているとのことです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

農地の区分は、第2種農地に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。

申請目的実現の確実性について、資金計画書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、申請地は周囲より低くなっていることから、碎石を搬入して地盤高を調整する計画となっております。

排水につきましては、敷地内に側溝を設置し、汚水は合併浄化槽から敷地内側溝を経由して、雨水は敷地内の側溝を経由して北側の水路へ放流する計画となっております。なお、排水を放流するに当たり、両総土地改良区の排水同意申請書の写しが添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局からの議案説明がありましたが、関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、梅原英男委員、よろしくお願ひいたします。

○梅原委員 それでは、私のほうから議案第2号、整理番号1の調査結果をご報告申し上げます。

まず、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、去る6月2日水曜日に蔭山委員さんと一緒に権利者及び義務者、そして双方の代理人を交えまして、現地で立会いの上、申請状況を調査してまいりました。

その調査結果でございますけれども、まず、申請地の周囲はこれまでに開発が進み、既に四方が宅地に囲まれた状況となっていました。

場所につきましては、申請地から東側の宅地の先には国道128号大網バイパスとなっておりまして、南側には農業資材等を取り扱う大型店舗、そして西側には住宅地があり、さらには北側に整骨院があるなど、農業環境が低下している農地だと考えられます。

また、今回の申請内容につきましては、申請地の田んぼ2筆と大網バイパスに隣接する更地を併せて賃借をし、土地を一体的に造成の上、診療所等を建設しようとするものでございます。開院されます診療所につきましては、皮膚科、小児科、整形外科、そして調剤薬局を予定しており、それぞれに分離して建設をし、地域に医療を提供しようとする計画でございます。

このように診療所が設置されることは、地域の皆さんのが安心して医療が受けられるというようなことになり、義務者もその趣旨に賛同していることから、農地保全の重要性もございますけれども、やむを得ない状況かと考えられます。

なお、許認可の関係につきましては、県に対しまして既に開発行為の届出も済み、間もなく許可をされるという説明でございました。そして、市におきましても協議済みであり、さらには排水関係でも両総土地改良区、そして地元からも同意を得ていると、そのような説明でございました。

また、特に義務者につきましては、ご高齢でありまして、体調が優れないことから当日の立会いには参加することができませんでしたけれども、その代理人として息子さんが立会いをされ、家族の総意で土地を貸すことに決めたのでよろしくお願ひしたいと、そのようなご要望がございました。

ちなみに、土地の賃借契約の期間につきましては15年ということで、期間満了時にはその都度再契約をするということでございます。

以上が今回の調査結果でございました。

特に支障はないものと思われますけれども、皆様方の慎重ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより整理番号1について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1の案件について採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号（利用権設定）

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第3号の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会长に意見を求められたものでございます。

次の議案書4ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ、説明いたします。

利用権の設定を受ける者3人、利用権の設定をする者6人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が9筆で合計面積1万3,873平方メートル、畠が3筆で合計面積1,685平方メートル、田、畠を合わせた合計面積は1万5,558平方メートルでございます。

続きまして、議案書の5ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約の種別は、新規契約が4件、更新契約が2件でございます。所在地名、地目、

面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1。小中地内の田が2筆、合計面積3,994平方メートル、10年、物納、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号2。小中地内の田が2筆、合計面積6,118平方メートル、10年、物納、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号3。小中地内の田が1筆、面積809平方メートル、畑が1筆、面積235平方メートル、10年、田は物納、10アール当たり米60キログラムと水利費、畑は金納、10アール当たり1万円、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号4。大網地内の田が1筆、面積515平方メートル、6年、金納、全面積で5,000円、新規で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

整理番号5。大網地内の畑が2筆、合計面積1,450平方メートル、6年、金納、全面積で1万2,000円、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号6。南今泉地内の田が3筆、合計面積2,437平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ90キログラム、新規であります。

以上、整理番号1から6の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号3から5の案件について、一括して、積田敏春委員、よろしくお願ひいたします。

○積田委員 それでは、議案第3号、整理番号3について調査報告いたします。

詳細は事務局説明のとおりです。

6月1日に内海委員と現地確認を行いました。現地はすぐ耕作可能で、問題はありません。

6月2日に貸付人から聴取しました。もともとはご主人が勤めの傍ら耕作をしていたのですが、昨年の12月に亡くなられたとのことです。子どもたちも独立し、家を出ていることもあり、借りていた田は返し、本件農地を借受人に耕作依頼し、今回の申請に至ったとのこと

でした。

6月1日に借受人へ確認しております。借受人は、45ヘクタールの経営規模を持つ農事組合法人で、申請内容に間違いはないとのことでした。

以上、問題なき案件とは思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

続いて、議案第3号、整理番号4及び5について、一括して調査報告いたします。

詳細は事務局説明のとおりです。

整理番号4及び5の借受人は同一人です。

6月1日に現地確認し、借受人から聴取しました。借受人と整理番号5の貸付人は親戚関係にあります。整理番号4の田は農道に接道した変形な田で、整理番号5の貸付人が賃借し、水稻を耕作しています。整理番号5の畑は接道条件もよくない、維持管理のみされた畑です。

借受人は、水稻耕作の傍らイチゴ栽培もしている認定農業者です。2年ほど前に本件の土地の反対側に整理番号5の貸付人から土地を賃借し、イチゴハウス、販売用ハウスを建て、営農しているんですが、駐車場が手狭で困っていました。整理番号5の貸付人に相談したところ、整理番号4の貸付人が田の埋立てを了承し、貸してくれれば2反のまとまつたいい畑になると本件の土地を紹介されたとのことでした。そして、整理番号4の貸付人も了承し、本件申請になったとのことでした。秋、米の収穫後に埋立てし、一部を駐車場とし、イチゴハウスを建設する予定のことです。

6月1日に整理番号4の貸付人から聴取しました。田は面積も小さく、地形も悪く、無理して今まで耕作してもらっていた。埋立てし、隣地の畑と一体で借りてもらえるのなら将来も安心だ。埋立ても承知している。申請内容に間違いはないとのことでした。

同じく6月1日に整理番号5の貸付人から聴取しています。畑は耕作できず、維持管理のみしてきた。整理番号4の貸付人から借りている田は、地形も悪く面積も小さいので、いずれ将来誰も作らなくなると思われるので、今回紹介した。申請内容に間違いはないとのことでした。

以上、問題なき案件とは思いますが、慎重なるご審議お願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号6の案件について、齋藤重幸委員、よろしくお願ひいたします。

○齋藤委員 それでは、整理番号6について調査説明をいたします。

内容は事務局の説明のとおりです。

6月1日の夕方、貸付人及び借受人を訪問し、話を伺いました。その利用権設定は両者共

に了解済みで、借受人は父から農業経営を引き継ぎ、従事しております。機械等の設備は整っており、耕作可能と判断しました。

皆様の慎重審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより整理番号1から6について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第3号、整理番号1から6について一括して採決することに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議がないものと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から6を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から6は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第4号（下限面積の設定）

○議長 次に、日程第6、議案第4号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第4号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書8ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、農地の所有権を移転したり、また、使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、農地法第3条の規定により、農地の権利取得後の全経営面積が50アール以上となることが許可の要件とされております。

また、農業委員会が農地法施行規則で定める基準に従って、市の区域の全部または一部に

ついて別段の面積を定め、公示することにより、その面積が農地を取得するための権利を有する下限の面積として設定することができます。

さらに、農林水産省から農業委員会の適正な事務実施についての通知によりまして、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定、または修正の必要性について検討することとされております。

のことから、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について、議案書のとおり前年度と同様の50アールにすることについてご審議いただくものでございます。

次に、参考資料として配付しておりますA4判の農地法施行規則（抜粋）をご覧ください。この資料は、農地法施行規則で定める別段の面積の基準であります第17条第1項第3号で農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定しようとする区域内において、農地、または採草放牧地について耕作等に供している者の数が、当該設定区域において農地、または採草放牧地の耕作等に供している者の総数のおおむね100分の40、40%を下回らないように算定することとされております。

次の第2項第1号では、下限面積を設定しようとする区域内に遊休農地などが相当程度存在しており、50アール未満の農地を耕作している者の数が増加しても、農家の効率的、かつ総合的な利用の確保に支障が生じることがないこととされております。

再び、議案書の8ページをご覧ください。

議案書の中ほどの〔4〕参考（ア）地区別農業経営体割合数についてでございます。こちらは、2015年の農林業センサスによりまして、大網白里市の地区別の経営耕地面積規模に対する農業経営体の割合を算出しております。各地区の経営耕作面積50アール未満の農業経営体の割合ですが、一番高いのが大網地区で11.6%、市の全体では8.04%になっており、本市の下限面積を50アール未満にしようすると、先ほど説明いたしました施行規則第17条第1項第3号の基準である40%を下回ることとなります。

次に、市内における遊休農地の割合についてでございますが、令和2年度の利用状況調査における遊休農地の面積は5.75ヘクタール、遊休農地の割合は0.29%であり、遊休農地が相当程度存在するという施行規則第17条第2項第1号の規定に当てはまりません。

これらの理由によりまして、大網白里市の下限面積（別段の面積）を50アールに設定しようとするものでございます。

参考資料の2枚目をご覧ください。

県内における別段の面積の設定状況であり、50アール未満の下限面積を定めている地区名

が記載されております。

50アール未満の下限面積を定めているのは、令和3年3月12日現在で、都市部や山間部などに位置します24市町36地区でございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第4号 下限面積（別段の面積）の設定についてを採決いたします。

議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号は原案のとおり決定されました。

◎議案第5号

○議長 次に、日程第7、議案第5号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第5号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをご覧ください。

議案第5号でございます。

本案件は、平成21年に農林水産省から農業委員会の適正な事務実施についての通達があり、農業委員会の行う事務について、透明性の向上や公平性の確保が強く求められ、そのため、事務に関する目標の設定や活動計画の策定が義務づけられ、それらに関する点検・評価を毎年実施することとされております。

最初に、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございます。

I の農業委員会の状況でございます。

1、農業の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

IIの扱い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1、現状及び課題は、議案書に記載のとおりでございます。

2、令和2年度の目標及び実績ですが、集積目標493ヘクタールに対し、集積実績が464ヘクタールであり、達成状況は94.1%となっております。

3、目標の達成に向けた活動ですが、活動実績として利用権設定の制度周知については、電話や窓口相談時に制度のメリットなどの周知を行い、農地中間管理機構の活用の周知については、広報紙やホームページへ掲載及びパンフレットの農家組合長回覧をするなど、制度の周知を行いました。

4、目標及び活動に対する評価は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

IIIの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1、現状及び課題は、議案書に記載のとおりでございます。

2、令和2年度の目標及び実績ですが、参入目標2経営体に対し、実績が1経営体であり、達成状況は50%となっております。

3、目標の達成に向けた活動ですが、活動実績については、農業委員や農地利用最適化推進委員及び関係機関と連携を図り、相談対応等の活動を行いました。

4、目標及び活動に対する評価は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

IVの遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

1、現状及び課題は、管内の農地面積2,424.2ヘクタール、遊休農地面積5.4ヘクタール、割合にして0.22%となっております。課題につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

2、令和2年度の目標及び実績ですが、解消目標が0.5ヘクタールに対して、実績はマイナス0.8ヘクタールでございます。

3、2の目標達成に向けた活動ですが、活動実績をご覧ください。

農地の利用状況調査の実施時期は、7月に農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご協力をいただきまして調査を実施いたしました。調査員数は35人、農地の利用意向調査は議案書に記載のとおりでございます。

4、目標及び活動に対する評価は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

Vの違反転用への適正な対応でございます。

1、現状及び課題ですが、違反転用面積は2.83ヘクタールです。課題は、議案書に記載のとおりでございます。

2、令和2年度実績ですが、0.4ヘクタールの減であります。

3、活動計画・実績及び評価は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の14ページをご覧ください。

VIの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

1、農地法第3条に基づく許可事務ですが、令和2年度の処理件数は52件であり、うち許可50件及び不許可2件であります。点検項目及び具体的な内容は、議案書に記載のとおりでございます。

2、農地転用に関する事務ですが、令和2年度の処理件数は28件であり、全ての案件について許可相当の意見を付して知事へ送付しております。点検項目及び具体的な内容は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

3、農地所有適格法人からの報告への対応は、農地所有適格法人数は10法人あります。そのうち9法人から報告書の提出がされております。なお、未提出の1法人が提出しなかつた理由は会社が廃業となったためであり、今後の対応方針といたしまして、廃業するまでの期間分の報告について、引き続き提出するよう指導を継続してまいります。

4、情報の提供等ですが、賃借料情報の調査対象賃貸借件数は627件であり、市のホームページと市の広報紙に掲載をしております。

次に、農地台帳の整備は、整備対象農地面積2,531ヘクタールを農地台帳システムにより整備しております。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

VIIの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、特にありませんでした。

次に、VIIIの事務の実施状況の公表等でございます。

1、総会等の議事録の公表は、市のホームページで公表するとともに、農業委員会事務局窓口で閲覧が可能でございます。

2、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出はありませんでした。

3、活動計画の点検・評価の公表は、市のホームページで公表しております。

以上が令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。

次に、議案書の17ページをご覧ください。

ここからは、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。

初めに、Iの農業委員会の状況でございます。

農家・農地等の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

2、農業委員会の現在の体制ですが、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の18ページをご覧ください。

IIの担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1、現状及び課題は、管内の農地面積2,410ヘクタール、これまでの集約面積464ヘクタール、集積率19.3%となっております。

2、令和3年度の目標及び活動計画ですが、新規集積面積を15ヘクタールとしました。目標設定の考え方は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針どおり、15ヘクタールを目標としております。

次に、IIIの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1、現状及び課題は、新規参入の状況といたしまして、平成30年度が2経営体、令和元年度が4経営体、令和2年度が1経営体となっております。

2、令和3年度の目標及び活動計画は、参入目標といたしまして2経営体、活動計画は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の19ページをご覧ください。

IVの遊休農地に関する措置でございます。

1、現状及び課題ですが、令和3年4月現在の管内の農地面積は2,415.2ヘクタール、遊休農地面積は5.8ヘクタール、割合が0.24%となっております。

2、令和3年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地の解消面積は0.5ヘクタールとしており、目標設定の考え方は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針どおり、0.5ヘクタールを解消の目標としております。活動計画は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、Vの違反転用への適正な対応でございます。

1、現状及び課題ですが、令和3年4月現在の管内の農地面積は2,410ヘクタール、違反転用面積は3.23ヘクタールで、課題は、議案書に記載のとおりでございます。

2、令和3年度の活動計画は、議案書に記載のとおりでございます。

なお、本案につきましては、ご承認をいただいた後、市のホームページに公表するとともに、県を通じまして国へ提出する予定でございます。

また、来年の今頃には、掲げた目標に対する点検・評価を行うことになります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第5号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について採決いたします。

議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定されました。

◎議案第6号

○議長 次に、日程第8、議案第6号 大網白里市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第6号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の20ページをご覧ください。

議案第6号でございます。

本議案につきましては、大網白里市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条で、推進委員に欠員が生じた場合は、地区における欠員を当該地区において補充すると規定されております。

15地区において欠員が生じましたことから、4月1日から4月28日まで推薦・公募を行ったところ、農業者から推薦届出書の提出がありました。

推進委員候補者の選考を行うため、規則第7条に基づく候補者評価委員会を設置し、評価委員による選考が行われました。

このたび、評価委員会が選考した候補者1名は、大網白里市農地利用最適化推進委員として適当であると認められますので、農業委員会総会に諮り、承認を求めるものでございます。

議案書の21ページに候補者と、次の22ページに担当地区を添付しておりますので、確認を

お願いいいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第6号 大網白里市農地利用最適化推進委員の選任についてを採決いたします。

議案第6号、番号1の方につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第6号、番号1の方を原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告第1号（整理番号1～2）

○議長 次に、日程第9、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第10、報告第2号 農地の転用事実に関する照会についてを一括して報告いたします。

報告事項に関わる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の23ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり、2件の届出がありました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから、届出があったものでございます。

各農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりますので、受理しております。

次に、議案書の24ページから27ページをご覧ください。

報告第2号でございますが、議案書のとおり、8件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、平成7年3月20日付で農地法第5条の許可を受け、資材置場用地並びに駐車場用地として転用が完了しており、目的どおり使用されておりました。さらに、平成8年時には宅地課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号2。現地調査の結果、宅地の一部として使用されておりました。さらに、平成7年11月2日撮影の航空写真では山林の様相であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号3。現地調査の結果、山林の様相でありました。さらに、平成7年11月2日撮影の航空写真では一部が山林の様相であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号4。現地調査の結果、宅地の一部として使用されておりました。さらに、平成18年時には宅地課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号5及び6。現地調査の結果、昭和63年11月21日付で農地法第5条の許可を受けたものの、会社寮用地として転用目的が完了しておらず、山林の様相でありました。さらに、平成31年から山林課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号7。現地調査の結果、山林の様相でありました。さらに、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号8。現地調査の結果、宅地の一部として使用されておりました。さらに、昭和58年時には宅地課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から報告第1号から第2号まで説明が終了しましたので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 特に発言がないようですので、日程第9から日程第10までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡事項等ありましたら、各委員、また事務局からお願ひいたします。

若菜義人委員、よろしくお願ひします。

○若菜委員 農地部会のほうから、農地パトロールについてのお願いがあります。

大変貴重な時間ではございますけれども、少し時間をいただきたいと思います。

例年行っております農地パトロール実施についてのお願いでございます。先日開催されました役員会におきまして、勝手ながらお手元の資料のとおり、7月1日から8月6日の間、15班編成でパトロールを実施することを決めさせていただきました。

皆様方には大変お忙しい中、また暑い時期に誠に恐縮ではございますけれども、ご協力くださいますようお願ひいたします。

調査内容については、現地調査を行っていただき、遊休農地の区分を判定していただきます。その後、所有者への利用意向確認を行うことになります。

なお、詳細につきましては、後ほど事務局から説明していただきたいと思います。

農地法に定められた業務でございますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上が農地部会からのお願いでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

ただいま農地部会長から、農地パトロールの協力依頼がございましたが、詳細については事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 それでは、私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

まず、資料の確認をお願いします。

A4のホチキス留めで、令和3年度農地パトロール（利用状況調査）の実施についてと書かれたものと、黄色い表紙の農業委員・農地利用最適化推進委員のための千葉県耕作放棄地対策マニュアル（改訂第2版）です。資料のほうはそろっておりますでしょうか。

それでは、順次説明させていただきます。

まず、令和3年度農地パトロール（利用状況調査）の実施についてでございます。

1番といたしまして、農地パトロールの趣旨です。農地の確保と有効利用を図っていくことを目的に、農地法第30条及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領第6の規定により、遊休農地及び荒廃農地の実態把握と発生防止・解消及び違反転用発生防止対策として取

り組むものでございます。

2番といたしまして、農地パトロールの方法です。地区ごとの班編成により巡回し、発見された遊休農地、荒廃農地、農地違反転用について、その所有者等を調査の上、指導等を行うものでございます。

それから、その下段に根拠法令の抜粋がございますが、まず、農地法の第30条では、農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年1回その区域内にある農地の利用状況調査を行わなければならないとされております。

また、次の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領では、(1)で、現在耕作の目的に供されている土地、または以前耕作の目的に供されていた土地を調査するとあり、(2)で、農地法第30条第1項に規定する利用状況調査と併せて実施するとありますので、農地パトロールでは、遊休農地の調査と荒廃農地の調査を行うことになります。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

3番目といたしまして、農地パトロールの日程及び班編成です。今年度も市内を全15地区に分けて、15班編成により、7月1日から8月6日まで実施いたします。日時、集合場所、班編成につきましては、資料のとおりです。

当日出席できない場合は調整いたしますので、事務局までご連絡ください。

次のページをご覧ください。

大網白里市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領です。

（「班編成と実施要領は　　」「班編成で終わりですか」「班編成で終わりです」と呼ぶ者あり）

○事務局 大変失礼しました。

では、私のほうで読み上げさせていただきます。

要領の第2条では、7月を農地パトロール月間として設定し、第3条では、実施の対象及び内容を定めております。また、その他の内容も書かれております。

続きまして、黄色の表紙の農業委員・農地利用最適化推進委員のための千葉県耕作放棄地対策マニュアル（改訂第2版）をご覧ください。

基本的に千葉県が出しているこのマニュアルを活用して農地パトロールを実施してまいりたいと思います。

まず初めに、2ページ目をご覧ください。

耕作放棄地の定義についてですが、農業委員会の農地パトロールで調査するのは遊休農地

と荒廃農地です。まず、左側の緑の点線で囲まれております農地法上では1号遊休農地と2号遊休農地があり、1号遊休農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、トラクターや耕運機等の機械では耕作できる状況にない農地です。

次に、2号遊休農地は、その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地で、雑草が繁茂しているけれども、トラクター、耕運機等を利用して耕作が可能となり、当面作付見込みがない農地です。

そして、右側の赤い点線で囲まれております荒廃農地調査はA分類とB分類があり、A分類は、農地法上の1号遊休農地と同様のものとなります。B分類は、山林や原野化するなど再生利用が困難と見込まれる荒廃農地で、非農地相当のものとなります。

次に、4ページ、5ページにそれぞれのイメージ写真が載っているので、参考にしていただければと思います。

また、草刈り等の保全管理を行っている農地は、遊休農地には該当しません。

続きまして、8ページ下段の（2）をご覧ください。

荒廃農地調査では、荒廃農地となっていたものが解消された農地についても確認し、解消区分についても調査を行い、9ページの3つの区分に分類します。

1つ目が営農再開で、実際に営農が再開された農地です。景観作物の植栽等を行った農地も営農再開とみなします。

2つ目が基盤整備後営農再開で、抜根、整地、区画整理、客土等の基盤整備事業を実施して荒廃農地を解消中の農地で、完了後に営農再開の見込みがある農地です。

3つ目が保全管理で、荒廃農地を解消し、草刈りやトラクターでの耕うんを実施し、常に耕作し得る状態に保っている農地です。

続きまして、11ページをご覧ください。

農地の利用状況調査が終わりましたら、遊休農地と判断、把握したものの所有者等に、農地中間管理事業を利用するか、自ら耕作するか等の意思を確認する利用意向調査を行います。

この改訂第2版によって、去年から変更がありました。例年は、基本的に新たに遊休農地と把握したものについて利用意向調査を実施することになっておりましたが、今年度より、全ての遊休農地に対して利用意向調査を実施することが必要となりました。

続きまして、12ページのスケジュール表をご覧ください。

左上のところですが、利用状況調査を行いましたら、事務局で集計をして、11月末ま

でに遊休農地の所有者等に利用意向調査書を送ります。そちらの意向の表明期限が翌年の1月末までとなりまして、その6か月後、つまり翌年度の利用意向調査で意向どおりに実施されているかどうか現地確認を行います。ですので、本年度の利用状況調査の際に、昨年度に実施した利用意向調査の結果が意向どおりに実施されているか確認するということになります。実施の際は、事務局で昨年度の利用意向調査の結果リストを用意します。

続きまして、15ページ下段のオ、実施内容をご覧ください。

利用状況調査の具体的な方法ですが、事務局で用意した図面を基に、1筆の農地ごとに道路から目視で確認し、遊休化していると思われる場合は写真を撮り、遊休農地の判定をし、図面等に必要事項を記録します。それを繰り返す形となります。

利用意向どおりに対応していなかったり、意向の表明がない場合は勧告の対象となりますので、17ページ下段をご覧ください。

農業委員会から所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべきことの勧告を行います。

ただし、一番下にあるように、利用意向調査を実施した農地で、農業委員会から農地中間管理機構へ情報提供し、機構が借受け基準に適合しないと判断した農地は、勧告の対象外となります。

続いて、18ページですが、勧告の対象となった農地は、課税強化ということで翌年の1月1日から固定資産税の評価額が1.8倍となり、その年の徴収から固定資産税が引き上げられます。

説明は以上になります。

○議長 ただいまの説明について質疑のある方は举手をお願いいたします。

今、お手元に大網白里市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領、これが配られておりますので、先ほどの説明と併せてご覧いただきたいというふうに思います。

質疑のある方は举手をお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長 それでは、令和3年度農地パトロール（利用状況調査）の実施についてを承認することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 皆さん、大変お忙しいと思いますけれども、7月1日から8月6日、猛暑の中、ご協

力よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

事務局、どうぞ。

○事務局 事務局から 2 点説明があります。

まず 1 点目は、令和 3 年度農業委員会役員会総会予定表であり、農業委員、推進委員の皆様のお手元にお配りしております。以前お渡ししておりますが、会場の都合により利用ができなくなりましたことから、黄色に着色した部分における日程及び会場を変更することになりました。

なお、開催日及び開始時間につきましては、総会直近の役員会で決まりますことから、調査依頼、もしくは出席依頼の文書により、改めてお知らせいたします。

2 点目の令和 3 年田畠売買価格等に関する調査については、内野から説明のほうを行います。

○事務局 では続きまして、私のほうから再度お願いがございます。着座にて失礼します。

令和 3 年田畠売買価格等に関する調査についてでございます。

この調査は、農業委員の方が対象となります。

まず、資料を確認させていただきたいと思いますので、封筒の中の資料をご確認お願いします。

クリップ留めの資料は、1 枚目が依頼文、2 枚目が調査概要、3 枚目から 8 枚目までは青色カラーコピーの調査の手引きとなっております。クリップ留め資料の後ろには令和 3 年の調査票、その後ろには昨年の回答済み調査票を参考までにつけさせていただいております。

では初めに、本調査の概要について説明させていただきます。

資料の 2 枚目の調査概要をご覧ください。

毎年、国では田畠の売買価格について調査を行っており、今年も千葉県農業会経由で依頼がありました。

まず、本調査は全国の田畠売買価格などの動向を把握し、農業政策の基礎資料の作成を目的しております。

調査対象地区は昭和 25 年当時の旧市町村ごととなっており、大和、瑞穂、大網、山辺、増穂、福岡、白里、豊岡の 8 地区が調査対象となっております。

担当地区と調査委員の割当てについては、調査概要の（5）に記載しておりますので、確認をお願いいたします。

調査票は、丸印をつけてあります委員の方に取りまとめて、提出をお願いいたします。

続きまして、クリップ留め資料の後ろにあります今年の調査票をご覧ください。

提出いただく資料はこちらの調査票となっております。記入していただく部分は、調査票の表裏の赤く囲った部分に調査結果を記入していただく形となります。

一番後ろに、参考として昨年の調査結果資料をつけさせていただきました。今年の調査結果が昨年回答内容から変更がない場合は、昨年の数値でお願いいたします。

続きまして、本調査の詳細について説明させていただきます。

資料2枚目の調査概要と今年の調査票をご覧ください。

この調査では、令和3年5月1日を調査時点とした調査となっております。調査内容は、大きく分けて3つあります。1つは、田畠の耕作目的とした売買価格。2つ目は、その売買価格が去年と比べて上がったか、あるいは下がった、もしくは横ばいか、どれに該当するかとその理由です。3つ目は、転用を目的とした田畠の売買価格の調査となります。

1つ目の耕作目的とした売買価格につきましては、農振農用地区域の内、外、市街化区域内農地の3つの項目について調査をお願いいたします。市街化区域のない調査区域については、記入の必要はありません。調査票に記入する金額の単位は、10アール当たりとなります。

2つ目の昨年と比べて価格が変化した、あるいは変化しなかった理由についてですが、資料に調査の手引きをつけておりますので、青色カラーの資料の4ページをご覧ください。

中ほどに、上昇、横ばい、下降の理由と整理番号が載っております。この中から該当する理由を1つ選んでいただき、特別な理由などがある場合には、それを具体的な理由の欄に記入をお願いいたします。

3つ目の転用を目的とした田畠の売買価格についてですが、これは調査票の裏面になります。用途別で住宅用、商業・工業用、国・県道、高速道・鉄道用、学校・公園・病院・公民館等公共施設用と4つの項目に分かれていますので、市街化区域、市街化調整区域、それぞれの価格を記入してください。記入していただく金額の単位は、3.3平米、1坪当たりとなります。

この調査票の報告期限は、千葉県農業会議への提出の関係で、7月9日の第27回総会までとさせていただきます。

何か不明な点がございましたら、事務局までご連絡いただければと思います。

お手数をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について質疑のある方、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

◎閉会

○議長 それでは、本日予定していました日程は全て終了いたしました。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第26回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時28分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月10日

農業委員会長

布施 和彦

署名委員

複澤 王治

署名委員

板倉 小百合